

愛知県SDGs登録制度「あいちSDGsパートナーズ」実施要領

1 趣旨

愛知県SDGs登録制度「あいちSDGsパートナーズ」（以下「あいちSDGsパートナーズ」という。）は、SDGsの達成に向けて取り組む企業・団体等を登録し、その取組を「見える化」するとともに、登録者のSDGsに関する具体的な取組を促進することを目的とする。

2 登録要件

(1) 基本要件

愛知県内に事業所を有し、SDGs達成に向けた取組を実施している企業・団体等

(2) SDGsの取組

- ・経済・社会・環境の3側面全てに関わる取組を実施していること
- ・実施している取組について、具体的な目標を設定し、SDGsの17のゴールと紐付けていること
- ・SDGsの取組を自社・団体等のホームページ等で発信していること

(3) その他資格

- ・県税等の滞納がないこと
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員と関係を有する事業者等でないこと
- ・法令違反又は公序良俗に反する行為がないこと
- ・愛知県のSDGsの取組及びあいちSDGsパートナーズの信用、品位、イメージを損なうおそれのある活動をしないこと

3 登録・変更

(1) 申請

あいちSDGsパートナーズへの登録申請をしようとする企業・団体等は、あいちSDGsパートナーズの専用ウェブサイト（以下「専用ウェブサイト」という。）の申請フォームから愛知県SDGs登録制度「あいちSDGsパートナーズ」登録申請書（様式）を提出する。

(2) 登録

愛知県は、申請者が登録要件を満たすことを確認の上、あいちSDGsパートナーズに登録し、専用ウェブサイト上で登録証を交付するとともに公表する。

(3) 変更

登録された企業・団体等（以下「登録者」という。）が登録内容を変更しようとする場合は、専用ウェブサイトの申請フォームから愛知県SDGs登録制度「あいちSDGsパートナーズ」変更申請書（様式）を提出する。

4 登録の取消し

登録者が次のいずれかに該当するときは、愛知県は登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者から、登録の取消しについて申出があったとき
- (2) 登録要件を満たさなくなったとき
- (3) 虚偽又は不正の手段により登録を受けたことが判明したとき
- (4) その他登録を継続することが適当でないと認められるとき

5 登録のメリット

- ・木製登録証の贈呈（「愛知県SDGs登録証」を贈呈された者を除く。）
- ・専用ウェブサイトでの登録者の紹介
- ・登録者のマッチング支援
- ・サポーターによるサポートメニューの提供
- ・登録者への情報提供

6 旧愛知県SDGs登録制度の取扱い

2023年10月1日以前に登録された登録者の登録期間は登録日から2025年3月までとする。

7 附則

この要領は2021年9月1日から施行する。

この要領は2021年9月17日から施行する。

この要領は2021年10月8日から施行する。

この要領は2022年12月19日から施行する。

この要領は2023年10月2日から施行する。

この要領は2024年4月1日から施行する。